○内閣府告示第八百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道

三　構造改革特別区域の名称　小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区

四　構造改革特別区域の範囲　札幌市、函館市、小樽市、帯広市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、稚内市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町及び新篠津村、亀田郡大野町及び七飯町、茅部郡鹿部町、寿都郡黒松内町、虻田郡喜茂別町、倶知安町、京極町及び洞爺村、樺戸郡新十津川町、白老郡白老町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、島牧郡島牧村、古宇郡泊村、余

市郡余市町、夕張郡長沼町、空知郡南富良野町、苫前郡苫前町及び羽幌町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、中頓別町、枝幸町及び歌登町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町及び利尻富士町、紋別郡滝上町及び興部町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、川上郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡忠類村、大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型障害者施設設置事業（九三〇）

○内閣府告示第八百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道

三　構造改革特別区域の名称　選べる福祉サービス北海道特区

四　構造改革特別区域の範囲　函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町及び新十津川町、上川郡当麻町、上川町及び剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町、川上郡弟子屈町、白糠郡音別町並びに樺戸郡浦臼町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（九二六）

○内閣府告示第八百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鶴岡市

三　構造改革特別区域の名称　鶴岡バイオキャンパス特区

四　構造改革特別区域の範囲　鶴岡市の区域の一部（旧鶴岡市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

○内閣府告示第八百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新宿区

三　構造改革特別区域の名称　専門職育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都新宿区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己

所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第八百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　不登校等生徒支援教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校

地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

○内閣府告示第八百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　安曇野市

三　構造改革特別区域の名称　安曇野市障害者支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　安曇野市の区域の一部（旧豊科町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第八百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、相生市、たつの市、赤穂市及び宍粟市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町並びに宍粟郡安富町

三　構造改革特別区域の名称　西播磨「水と緑の郷」特区

四　構造改革特別区域の範囲　相生市、たつの市、赤穂市及び宍粟市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町並びに宍粟郡安富町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第八百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神戸市

三　構造改革特別区域の名称　国際みなと経済特区

四　構造改革特別区域の範囲　神戸市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））

○内閣府告示第八百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県

三　構造改革特別区域の名称　障害児施設機能強化推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　和歌山市及び和歌山県西牟婁郡上富田町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第八百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び久留米市

三　構造改革特別区域の名称　久留米アジアバイオ特区

四　構造改革特別区域の範囲　久留米市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国、在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

○内閣府告示第八百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県

三　構造改革特別区域の名称　佐賀県幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市及び小城市並びに佐賀県佐賀郡川副町、東与賀町及び久保田町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町及びみやき町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町及び白石町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第八百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市並びに富山県中新川郡上市町及び中新川郡立山町

三　構造改革特別区域の名称　富山型デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市並びに富山県中新川郡上市町及び中新川郡立山町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第八百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県

三　構造改革特別区域の名称　とやま幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市、砺波市及び南砺市並びに富山県中新川郡立山町及び下新川郡入善町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三

歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第八百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年八月八日内閣府告示第七百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十一月十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県障害児者デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市及び伊賀市並びに三重県桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、安芸郡安濃町、多気郡勢和村及び宮川村並びに度会郡玉城町、度会町、南伊勢町及び大紀町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）